

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定  
(北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍  
野区天王寺駅周辺地域)について(答申)

令和元年10月

大阪市路上喫煙対策委員会

## 本委員会の結論

諮問のあった「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（北区ＪＲ大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域）については、審議の結果、適切であると考える。

以下、３月１９日以降３回の委員会での議論内容を踏まえ、次のとおり意見を付す。

### １ はじめに

大阪市は、路上喫煙対策の取り組みとして、平成１９年４月１日に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、同年７月には御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を、平成２７年２月１日には都島区京橋地域を、平成３１年２月１日には中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を禁止地区に指定し、違反行為に対し過料徴収（過料 １,０００円）を行っている。

一方、平成２０年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を創設し、以降、市内全区の各地域で「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体（以下「活動団体」という。）が路上喫煙防止活動に取り組んでいる。

こうした中、近年、禁止地区の拡大を求める市民の声が数多く寄せられ、また、全国的にも路上喫煙対策の取組みが広がり、禁止地区を拡大する都市もあることから、大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）は、平成３１年３月１９日に、大阪市長から「『路上喫煙禁止地区』の新たな指定（北区ＪＲ大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域）について」の諮問を受けた。

今回の諮問について、委員会は、パブリック・コメントの結果や喫煙場所の設置、啓発方法等について真摯な審議を進めてきた。

こうした審議を踏まえ、委員会は、次のとおり答申する。

また、今回の禁止地区指定が、大阪の北の玄関口であるＪＲ大阪駅・阪急梅田駅を含む大きな商業エリアと南の玄関口である天王寺駅を含む商業エリアであり、エリアを通

行する人の数は膨大で、啓発効果も極めて高いと考えられることから、大阪市全域における喫煙マナーの向上につながり、市民等の安心、安全及び快適な生活環境が確保されることを期待するものである。

## 2 禁止地区の指定について

平成24年12月、大阪市長から「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」の諮問を受け、平成25年6月に委員会は、「新たな禁止地区の指定にあたっては、路上喫煙による迷惑や被害の未然防止といった観点から、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」、また、禁止地区の区域（範囲）については、「禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。」との答申を行った。

今回の禁止地区である「北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域」では、これまでから、地域団体や地元企業が、路上喫煙の啓発やまちの美化活動に取り組むため、JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域においては6団体が、天王寺駅周辺地域においては4団体が「たばこ市民マナー向上エリア制度」の「活動団体」に登録し、精力的に啓発活動を実施するなど、路上喫煙の防止活動に取り組んできた。

両地域は、電鉄会社各社が乗り入れる大阪市の北と南の玄関口に位置し、多くの商業施設が立ち並ぶ日本有数の商業エリアであり、両エリアの乗降客数は1日300万人を超えるなど、市内でも非常に賑わいのある地域である。

大阪市では、現在、「2025年日本万国博覧会（大阪・関西万博）」の開催に向け取り組んでいるが、これを幅広く国内外にアピールするうえでも、北と南の玄関口である「北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域」を禁止地区に指定することによって、エリア内の安心・安全、きれいなまちづくりが進み、海外からのビジターにも大阪のまちに好印象をもってもらえるものとなることを期待している。

今回の禁止地区指定は、これまでから喫煙マナーの啓発について積極的に活動を行ってきた、地域団体が中心となって議論を進め、区政会議において審議されるなど、区の総意に基づいて行われたものであるとともに、前記の委員会答申にも合致していることから、禁止地区に指定するにあたり、委員会としても適切であると考え。

### 3 禁止地区の区域（範囲）等について

「北区」JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域の禁止地区の区域（範囲）は、

- ・ JR大阪駅の周囲と阪急百貨店周辺
- ・ 阪急梅田駅を中心に東は新御堂筋から西は国道176号線で囲まれた茶屋町、芝田町1丁目の区域。

また、「天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域」の禁止地区の区域（範囲）は、

- ・ 北は国道25号と谷町筋が交わる四天王寺南交差点からJR天王寺駅を通り、阿倍野筋を經由し阪神高速松原線の高架下までの南北約1.3キロ。
- ・ JR天王寺駅周辺並びに駅北側の玉造筋を東に約300m。
- ・ 天王寺駅南側のあびこ筋については、東端はJRの跨線橋から西端はあべのルシアスビルまでとあべのハルカス周辺道路。

を区域としている。

また、禁止地区を示す標識や看板等については、範囲が広範囲にわたること、商業施設や鉄道施設があるといった地域の特性を踏まえ、民間施設の協力を得ながら、多言語表記による独立柱看板、貼付型看板、路面シール、デジタルサイネージ等を活用して適切かつ効果的な啓発を実施することとしており、市民や外国人観光客等による「禁止地区の区域」の識別も容易であると考え。

よって、委員会としては、禁止地区の区域（範囲）とともに、周知方法等についても適切かつ妥当であると考え。

### 4 喫煙所（喫煙設備）のあり方について

喫煙所（喫煙設備）については、今回、禁止地区を新たに指定するにあたり、複数

の候補地を関係先と検討・協議中であるが、市内中心部の繁華街としての地理的制約や地元の事情から引き続き調整が必要である、との説明が事務局からあった。

また、今回実施したパブリック・コメントにおいては、「禁止地区指定」に伴う措置として、引き続き、喫煙所（喫煙設備）の新設等を求める意見が寄せられた一方で、既存の喫煙所の改善・撤去や、喫煙所の設置そのものに反対する意見も多く見られた。

喫煙所（喫煙設備）のあり方については、当委員会においても、これまでから数度に亘り議論が行われてきたところであるが、市の条例の主旨・目的に関連して、禁止地区の指定は、喫煙行為を一定制限するものではあるものの、その運用に当たっては、過度の規制となることの無いよう慎重な対応が求められている、と解しているところである。

それらを踏まえて、平成25年6月の答申では、留意点として「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要と考える。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』を設けられたい。」と提言しているところであり、委員会として、現時点でこの考え方を変更等する必要はないと考える。

また、今回の審議においては、喫煙所の「設置場所」や「構造的課題」についても様々に意見が交わされた。

委員会としては、喫煙所（喫煙設備）の「設置場所」については、「禁止地区内又は出来るだけ禁止地区に近い場所」に設置されることが望ましいと考えるが、「副流煙」に伴う健康被害の問題が大きくクローズアップされるなど、「喫煙」に対する認識が変化する中で、今回の新たな指定区域は、巨大ターミナルを含んだエリアであり、乗降客も極めて多く、場所を問わず多くの路上喫煙者が見られる状況にあることから、喫煙所（喫煙設備）の設置にあたっては、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するよう真に求めるものである。

加えて、喫煙所（喫煙設備）の「構造的課題」についても、副流煙による被害の未然防止の観点から、新たに示された厚生労働省の「屋外分煙施設の技術的留意事項」に準拠した、周辺を通行する人にも十分な配慮がなされたものとするべきと考える。

委員会としては、こうした「設置場所」の問題や、「構造的課題」を十分に勘案した喫煙所（喫煙設備）を設置し、それらへの誘導を行うことによって「マナーを守った喫煙」を実現し、禁止地区指定による路上喫煙対策の実効性を高め、ひいては市民等の安心・安全及び快適な生活環境の確保に資することができるものと考えており、大阪市に対し、今後とも関係先や民間企業等と十分協議したうえで、「喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』」を設けるよう、引き続き努力されることを求める。

## 5 その他

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」は、「火のついたたばこで生じる火傷や火災の防止」、「副流煙による健康被害の防止」、さらには「吸い殻のポイ捨ての防止」という3つの観点から設けられた条例である。

条例施行から10年が経過し、副流煙等から起こる受動喫煙による健康影響が明らかになる中、健康増進法の一部改正と大阪府受動喫煙防止条例が公布され、受動喫煙防止対策が必要となっている。また、煙の発生しない「加熱式たばこ」が急速に普及するなど喫煙を取り巻く状況は大きく変化している。

加えて、大阪を訪れる外国人訪問客が、年間1,100万人を超えるような状況の中で、「2025日本万国博覧会（大阪・関西）」開催に向け、国際都市大阪にふさわしい対策をすすめる必要がある。

こうした社会情勢や大阪市を取り巻く状況の変化をふまえて、委員会は、今後、この路上喫煙防止に向けた取り組みについて、時宜にかなったものとなるよう、不断の検証や見直しが進められるよう求めるものである。

## 大阪市路上喫煙対策委員会 開催状況

平成31年3月19日(火) 第30回委員会(諮問)

令和元年7月4日(木) 第31回委員会

令和元年9月6日(金) 第32回委員会